

(1) 運動部活動の意義と留意点

① 運動部活動の意義

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

また、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

② 運動部活動の留意点

- ア 生徒が積極的に参加できるよう配慮する。
- イ 生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う。
- ウ 運動部の活動は学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行う。
- エ 運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。
- オ 生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。
- カ 運動部の活動の意義が十分發揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながら、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されるようにする。
- キ 生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導する。



(2) 運動部活動の現状

○ 運動部活動の設置数、加入者数、複数校合同部活動等について

平成27年度～令和元年度（5年間）における本県小・中・高等学校の

運動部活動の設置数、部員数、加入率、複数校合同部活動導入校数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運動部 の設置 数（部）	小学校	784	732	628	451	
	中学校	1019	999	985	961	932
	高等学校	690	670	660	1435	1498
部員数 (人)	小学校	16958	13898	13434	10095	
	中学校	19992	19213	18715	18837	18010
	高等学校	17489	17211	17184	23605	20259
加入率 (%)	小学校	60.4	53.9	48.7	33.7	
	中学校	68.1	68.2	67.4	69.0	66.8
	高等学校	60.1	59.3	59.4	50.5	49.7
教員 指導者	中学校	1729	1781	1804	1865	1760
	高等学校	1705	1640	1662	1678	1658
外 部 指導者	中学校	706	685	654	615	608
	高等学校	99	98	92	108	91
複数校 合同部	中学校	36	43	40	46	53
	高等学校	12	18	7	12	8

※ 小学校及び中学校の数値は全て熊本市を除く。

※ 高等学校の加入率は、H29までは、体育保健課の独自調査結果。H30からは、県高体連・高野連からの情報提供による。(H30から私立高等学校も含む。)

※ 令和元年度より、小学校の運動部活動は社会体育に移行したため調査無し。

- ① 部活動の設置数及び部員数は、全体的には減少傾向にある。
- ② 加入率も、全体的に減少傾向にあり、特に高等学校は令和元年度では、過半数を切っている。
- ③ 中・高等学校とも複数校合同部活動が増加している。

(3) 生徒の発育発達と運動部活動

① 生徒の発育発達

小学校4～6学年期は、基本的な動きを短時間で習得できる時期であり、中・高校生期は、身長や体重、胸囲などの体のつくりや、走る、跳ぶ、投げるなどの運動能力が著しく発達する時期である。

小学生期は巧みさ、中学生期は持久力、高校生期は筋力を高めるのに適した時期であり、それぞれの時期に適切な運動を行うことは、発達を促進するうえで非常に有効な効果をもたらす。

② 発育発達と運動部活動

運動部活動は、その継続性等から生徒の筋肉一神経支配の改善、心肺機能の発育発達、骨格筋の増強に伴う、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な身体活動である。

しかしながら、身体的に成長が著しく、ある意味で不安定な時期に、過剰な運動や誤った方法で運動を行うと、逆に、発達を阻害したり、スポーツ障害の原因になったりすることもある。そのため、指導者は勝利至上主義に陥ることなく、生徒の成長や生活のバランスのとれた運営を心掛け、休養日や練習時間の取扱いに配慮することが必要である。

なお、中学校期の生徒は、勝敗を競うような運動では抑えがきかないほど頑張る特徴と体の防衛機構である疲労感が少ないという特徴が重なり、理屈的に練習をコントロールすることが困難な時期であることも、指導者は認識しておく必要がある。

また、この時期の生徒は発育発達の個人差が大きく、指導者は、個に応じた指導を行うとともに、家庭における食生活を含めた基本的な生活習慣にも留意することが大切である。

③ 発育期のスポーツ障害

ア 発育期の身体的な特徴

身長が伸びるときの骨の成長に、筋・腱の成長が追いつかず、一時的に筋・腱の伸縮性が低下する。

骨の成長が持続しているとき、筋・腱によるけん引を繰り返し行うと、骨端部での損傷を生じる。

イ 発育期のスポーツ障害の特徴と要因

発育期のスポーツ障害で多いのは、骨・関節・筋・腱などを過度に使用し、運動時に痛みを訴える「使いすぎ症候群」である。

スポーツでは同じ動作を繰り返し行うことが多いため、骨・関節等の局所に損傷が起こりやすく、次のような要因が考えられる。

- 毎日の長時間の練習、過密な試合のスケジュール等による絶対的な使いすぎ
- 生徒のコンディションの低下、体力不足等による相対的な使い過ぎ
- 生徒の技能が未熟なために負荷がオーバーにかかる使い過ぎ
- 生徒の不良姿勢での使い過ぎ

ウ スポーツ障害による疾患

野球肘、テニス肘、ジャンパー膝、オスグッド病、アキレス腱炎、疲労骨折、脊椎分離症、筋々膜症腰痛症

エ スポーツ障害の予防

医療的治療で痛みがとれても、上記イの4つの要因を改善しないと繰り返し障害を起こす可能性が高いので、指導者が「使いすぎ症候群」を理解し、その要因を改善することが大切である。

日常から予防対策としては、ウォーミングアップ・クーリングダウン時のストレッチング、アイシングの習慣付け、自宅でのセルフケアで疲労を残さないことがある。

また、指導者は日頃から生徒一人一人のコンディション作りを心掛けるとともに、パフォーマンスが低下したときは使い過ぎによる身体の傷害が原因でないかを常に注意することが大切である。

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文研研究）」（公益財団法人日本体育協会 平成29年12月18日）より

ア オーバートレーニングに関する国際的な研究結果

- 研究1 「スポーツ時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、16時間／週以上でより高くなるということが示された。」 Rose 他 2008年
- 研究2 「16時間／週以上で活動している女子は、16時間／週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率が約2倍であった。」 Loud 他 2005年
- 研究3 「1週間あたりのスポーツ活動時間が、“年齢×1時間”より多い場合には、スポーツ外傷・障害、特に重いスポーツ障害が発生する可能性が高かった。」 Jayanthi 他 2015年
- 研究4 「疲労骨折で来院したアスリートのうち、71.3%が、週6日以上スポーツ活動を行っていた。」 Ohta-Fukushima 他 2002年

イ スポーツ医・科学関係機関の提言

○ 提言1 国際オリンピック委員会 2008年

「エリートのジュニアアスリートに対する声明」

ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライフサイクルで過ごすことができるようになると、練習量を制限し、楽しく満足して活動ができるようにすること等を提言している。

○ 提言2 米国小児科学会 2007年

「ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて」

ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設ける等を提言している。

○ 提言3 全米アスレティックトレーナーズ協会 2011年

「ジュニア期のスポーツ障害予防に関する声明」

少なくとも週に1、2日は休養日を設けること等を提言している。

○ 提言4 アメリカ臨床スポーツ医学会 2014年

「ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明」

16時間／週以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。

ウ まとめ

行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいということが示されている。

(4) 学校における運動部活動指導体制の確立

① 学校の運動部活動に係る活動方針の策定

校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

② 部活動の設置

校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できる適正な数の運動部を設置する。

③ 組織的な部活動指導体制

ア 校長は、部活動の担当者（部活動主任等）を決定する。

イ 校長は、各部の顧問を決定する。

ウ 校長は、校務分掌に部活動顧問を位置付け、部活動に係る校内委員会（顧問会議等を含む。）を設置する。

④ 各部活動における適正な運営及び指導の実施

ア 顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、担当する部活動の年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ 顧問は、活動計画に基づき、担当する部活動の適正な運営及び指導を行う。

ウ 顧問は、毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各部活動の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。



(5) 運動部活動の指導の手順

(指導計画の作成から実際の指導、実績報告の提出まで)

① 各部の目標及び活動方針の設定

顧問は、学校教育目標及び「学校の運動部活動に係る活動方針」に沿って、各部の目標及び活動方針を設定する。その際、顧問の指導理念、生徒の志向や能力、保護者の要望などを十分に踏まえて設定することが大切である。

② 各部の活動計画の作成

各教科等の指導と同じように、年間計画、月間計画、週間計画、一日の活動計画を作成し、生徒一人一人の自己実現が図られるよう計画的に部活動を展開することが大切である。

ア 年間計画の作成上の留意点

- 学校行事年間計画及び「学校の運動部に係る活動方針」に基づき作成する。
- 学校の設置者が定める「参加する大会数の上限の目安等」を基に、年間に参加する大会を精査する。
- 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 月間計画、週間計画、一日の活動計画の作成上の留意点

- 年間計画に基づき、月間計画を作成する。作成した月間計画は、毎月、校長に提出する。
- 月間計画及び顧問の動静等を基に、週間計画、一日の活動計画を作成する。
顧問が活動中不在となる時間がある場合は、生徒の安全を最優先した活動内容を計画する。
- 大会参加や練習試合の計画がある場合は、大会名や会場、参加生徒名、引率者名を明記した詳細な引率計画等を作成する。

③ 各部における実際の指導

顧問は、各種計画に基づき、部活動の運営及び指導を行う。その際、校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

④ 各部の活動実績の作成

実際の活動に基づき、月間の活動実績を作成する。作成した活動実績は、毎月、校長に提出する。

(6) 顧問の役割等

運動部活動の運営及び指導を行うのは、各部の顧問である。顧問は、運動部活動の意義や留意点を十分理解し、適切に運営及び指導を行わなければならない。

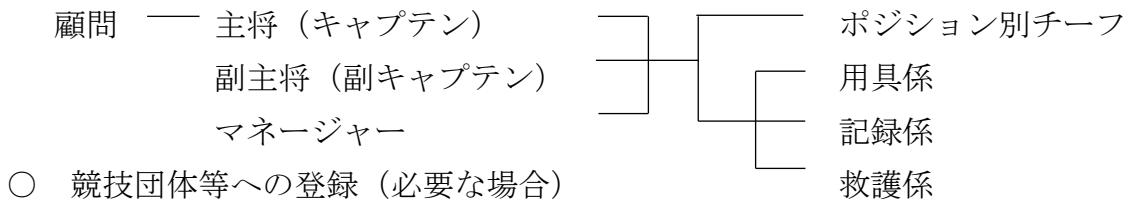
なお、運動部活動の意義や留意点については、本県が策定している「運動部活動の指針」に示しているので、その内容を熟知しておかなければならない。

① 顧問の主な仕事内容

ア 年度初めに行うこと

- 年間活動計画の作成
- 年間予算計画の作成及び予算確保
- 部員名簿の作成及び活動組織の編成

【組織例】



イ 年間を通して行うこと

- 活動計画（月、週、日等）の作成
- 予算の執行及び管理

※ 金銭の管理については、保護者会等に依頼する。

- 活動の適切な運営及び指導
 - ・ 各計画に基づく適正な活動の実施
 - ・ 事故防止及び安全指導
 - ・ 施設・用具の管理及び安全点検
 - ・ 大会や練習試合等の引率

※ 引率が必要な場合、引率計画を事前に作成し、校長の承認を得る。

- 部員の健康管理
- 学校教育活動等への協力
- 学校体育団体（中・高体連、高野連等）、競技団体及び地域団体との連携

ウ 年度末に行うこと

- 年間活動報告
- 年間決算報告
- 次年度への引継ぎ資料の作成

② 顧問に求められる資質・能力

ア 豊かな人権感覚

運動部活動は、学校教育活動であり、生徒一人一人の人権を尊重した指導を行わなければならない。言葉や行動による暴力、各ハラスメントは、決して許されない。

イ 生徒理解

運動部活動は、生徒と深く触れ合うことができるところから、積極的な生徒理解の機会と捉え、カウンセリングマインドに基づく適切な指導に努めなければならない。

また、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようするために、生徒の発達段階を考慮した指導に努めなければならない。

ウ 生徒の安全を確保した指導

学級担任や養護教諭、保護者と連携を図り、生徒の心身の健康状態に十分留意し、生徒一人一人の能力や状態に応じた適切な指導に努めなければならない。

また、施設や器具・用具等の安全点検を行うとともに、暑熱環境や気候変動など気象環境に留意し、生徒の安全確保を最優先とする指導に努めなければならない。

エ 担当する運動部活動の種目に関する専門的・科学的な知識・指導技術

顧問は、生徒の発達段階を考慮した指導を行うための専門的・科学的な知識・指導技術を身に付けることが望ましい。

顧問は、この資質・能力を高めることによって、ア～ウに示した資質・能力も相乗効果として高めることが期待できる。

オ コミュニケーション

適正で魅力ある運動部活動の運営及び指導を行うために、顧問は、様々な人たちとコミュニケーションを図らなければならない。部員である生徒やその保護者はもちろん、学級担任や養護教諭、管理職等の学校関係者、学校体育団体や関係競技団体等の人たちとの連携・協力は欠かせない。



(7) 地域人材等の活用

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツ団体と連携したり、地域人材を部活動指導員又は学校職員外（地域）指導者として任用するなど、運動部活動の充実を図ることが大切である。

※部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツ等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。

[部活動指導員について]

部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することができる。

校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができ、その職務として、次のものが考えられる。

- ① 実技指導
- ② 安全・障がい予防に関する知識・技能の指導
- ③ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ④ 用具・施設の点検・管理
- ⑤ 部活動の管理運営
- ⑥ 保護者等への連絡
- ⑦ 年間・月間指導計画の作成
- ⑧ 生徒指導に係る対応
- ⑨ 事故が発生した場合の現場対応
- ⑩ その他、校長が必要と認めるもの

学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うことが求められている。



(8) 安全管理と事故防止

運動部活動は、学校教育活動であり、生徒の安全な活動が保障されなければならぬ。そのために、学校として、運動部活動中の安全管理を徹底する必要がある。

① 生徒の健康管理

生徒が安全に活動するためには、まず、生徒の健康が保たれていることが重要である。したがって、次のこと留意した指導が大切である。

- ア 生徒自身の健康管理能力の育成
- イ 生徒の健康状態の把握
- ウ 保護者や学級担任、養護教諭等との連携・協力

② 生徒の能力に応じた指導

生徒の安全を確保し、活動中の事故を防止するためには、次のこと留意した指導が大切である。特に、安全面で配慮の必要な競技、種目及び内容については、段階的な指導を徹底するとともに、必ず顧問等の指導の下で実施するようとする。

- ア 生徒の心身の発育発達の段階を考慮した活動内容及び方法の工夫
- イ 生徒一人一人の能力を考慮した活動内容及び方法の工夫

③ 合理的で効率的・効果的な指導

スポーツ医・科学の見地から、次のこと留意した指導が大切である。

- ア 運動種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入
- イ 過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高めることなどを正しく理解させ、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる活動内容及び方法の工夫

④ 施設や器具・用具等の安全管理

生徒の安全を確保し、活動中の事故を防止するためには、施設や器具・用具等を安全に使用する環境が必要であり、次のことが大切である。

- ア 施設や器具・用具等の安全点検
- イ 生徒への安全指導

⑤ 天候や気象を考慮した指導

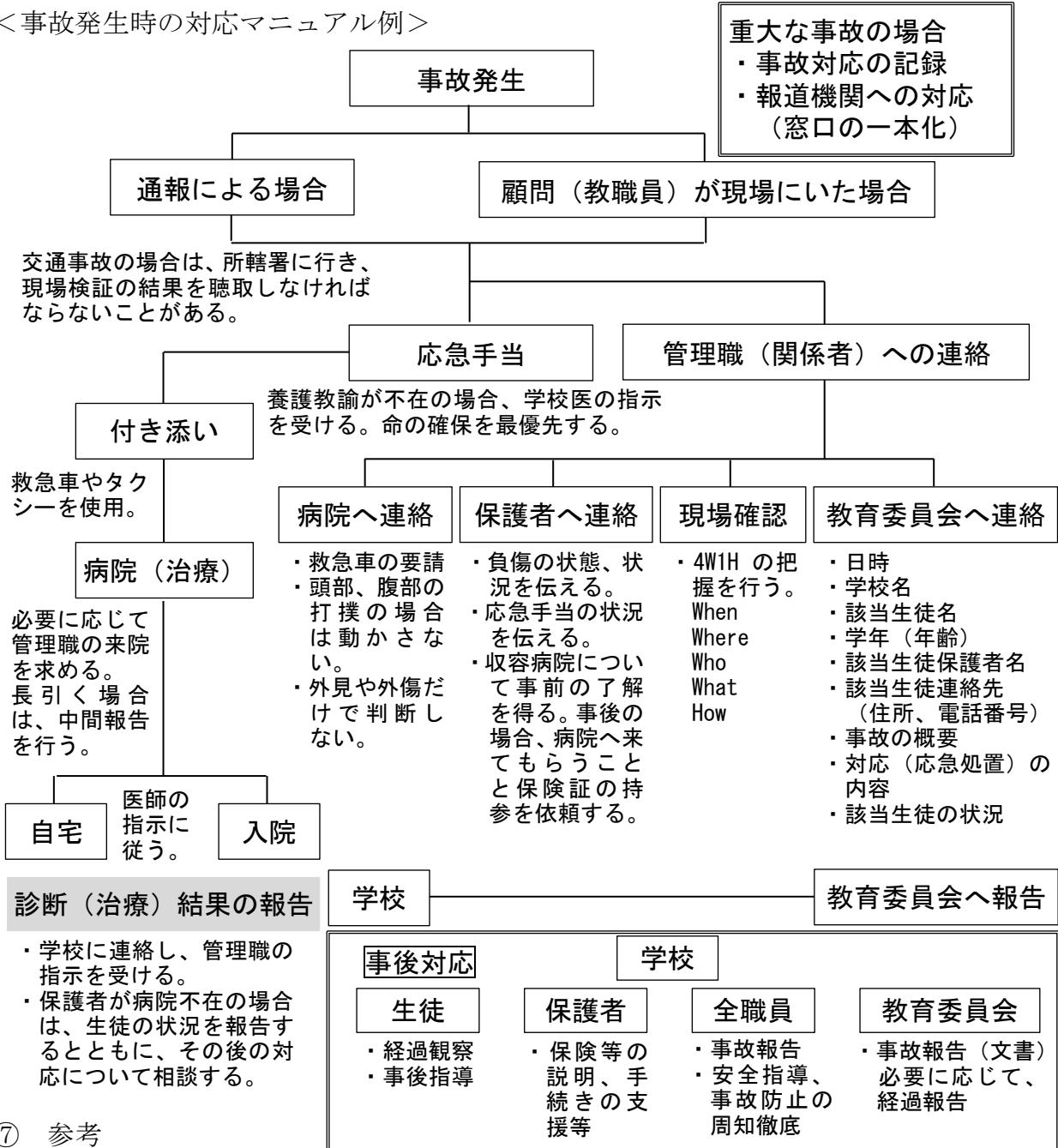
生徒の安全確保を最優先することが大切である。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応しなければならない。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意して活動するように指導する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はたまらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

⑥ 事故発生時の対応

ア 事故発生時の対応についてマニュアルを作成し、緊急体制を確立する。事故発生時は、そのマニュアルに沿って組織的に対応する。

イ 生徒に対して、A E Dの使用方法を含めた応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の安全管理体制の周知徹底を図る。

<事故発生時の対応マニュアル例>



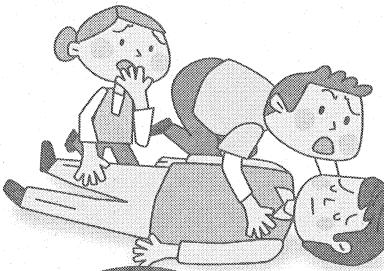
⑦ 参考

- 一般財団法人熊本県P T A教育振興財団HP
<http://www.kumamoto-psai.net/>
- 公益社団法人日本医師会HP
<http://www.med.or.jp/>
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターHP
<https://www.jpnsport.go.jp/>

大切な命を守るために 手当の流れとポイント

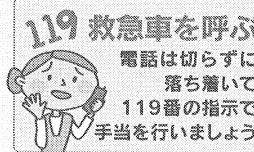
声をかけ 反応を見る

「反応がない」「うめき声」「名前・年齢が言えない」



1 反応の確認

日頃と違うところは
ありませんか？



2 呼吸の確認

呼吸が止まっているか
判断に迷う場合は
次のステップへ



AED本
持ってくる

AEDの電源を入れる

電源を入れたあとは
ボクの音声指示で
進めば大丈夫！



ふたを開けると
電源が入るAEDもあります。

倒れた人の服をめくり肌に直接 電極パッドを貼る

すき間ができるないように
密着させて貼ってね。

小学生以上は成人用パッドを使います。
汗・水などで濡れている場合は、
パッドを貼る部分を拭いてください。

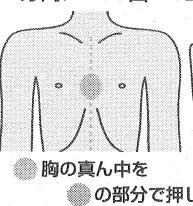
胸とお腹を見て

落ち着いてゆっくり確認する



強く、速く、たえまなく、しっかり押す

1分間に100回～120回のリズム



●胸の真ん中を
の部分で押します

胸骨は自分のリズムと一緒に
跳動しておきます。

成人の場合

胸が約5cm沈むように
押し、しっかり戻す。

小児の場合

胸の厚さの約3分の1程度
の深さまで押し、しっかり
戻す。

1回1秒かけて2回

あご先を持ち上げ、鼻をつまんで、
口に軽く息を吹き込みます。

※うまく吹き込めない場合は、省略してもかまいません。

人工呼吸はたくさん
吹き込む必要は
ありません。



4 人工呼吸

落ち着いて
軽く息を吹き込む

2回

3 胸骨圧迫

(心臓マッサージ)
胸の真ん中を押す

30回

繰り返し

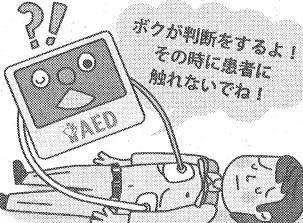
すぐに胸骨圧迫を再開！

ショックの
必要なし

ショックの
後すぐ

誰も触れてないことを確認
ショックボタンを押す

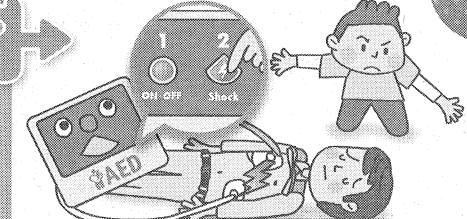
AEDが自動的に
心臓のリズムを診断



AEDが自動的に患者の心電図を
解析します。

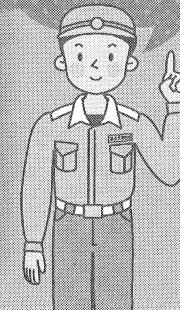
自動解析
ショックの
必要あり

間欠電気ショックが
必要なら充電を



ショックが抜けなくなるので
AEDの電極パッドは貼ったまままで

人工呼吸をすることが
困難な場合は胸骨圧迫を
優先し、119番の指示に
従いましょう。



学校やご家庭などあなたのまわりの人が突然倒れたら…
まずは落ち着いて、あわてずに、応急手当を行いましょう。
学校やご家庭で応急手当の練習・体験を行う場合は、次の点に注意してください。
●練習・体験を行う場合は、指導のできる人と一緒に行ってください。
●応急手当の実技の練習は、必ず人形(蘇生人形)を使ってください。
●胸骨圧迫(心臓マッサージ)のリズムはメトロノーム等を使って体験しましょう。

(9) 体罰・ハラスメント等の許されない指導の防止

学校教育活動の一環として行われる運動部活動において、体罰・ハラスメント等の不適切な指導は絶対にあってはならない。

肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰・ハラスメント等の許されない指導とをしっかりと区別しなければならない。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主觀のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）とされている。

[体罰・ハラスメント等の許されない指導と考えられるものの例]

次の①から⑥のような発言や行為は体罰・ハラスメント等として許されないものと考えられる。

- ① 殴る、蹴る等
 - ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよう）な発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的な執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ※ ①から⑥に該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要である。

なお、先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要である。